

第 1 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 24 年 2 月 16 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「次の市長直轄組織及び部」を「市長直轄組織として政策推進室並びに部として企画管理部、生涯学習部、総務部、環境市民部、健康福祉部、産業観光部及びまちづくり推進部」に改め、

「市長直轄組織

資産活用プロジェクト

企画管理部

生涯学習部

総務部

環境市民部

健康福祉部

経済部

まちづくり推進部 」を削る。

第 2 条中

「資産活用プロジェクト

市有財産の総合的土地活用政策に関すること。」

を

「政策推進室

(1) 公共交通政策及び交通安全対策（交通安全対策施設を除く。）に関すること。

(2) 市有財産の総合的土地活用政策に関すること。

(3) 特命事項に関すること。

(4) セーフコミュニティに関すること。

(5) 安全・安心のまちづくりに関すること。」

に改める。

第 2 条企画管理部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条総務部の項第 4 号を次のように改める。

(4) 文書及び統計に関すること。

第 2 条総務部の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。

第 2 条中「経済部」を「産業観光部」に改める。

第 2 条まちづくり推進部の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(亀岡市総合農政計画審議会条例の一部改正)

2 亀岡市総合農政計画審議会条例（昭和 46 年亀岡市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「経済部」を「産業観光部」に改める。

(亀岡市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 3 亀岡市交通安全対策会議条例（昭和 47 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「まちづくり推進部」を「政策推進室」に改める。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 セーフコミュニティの推進による安全・安心のまちづくりや、公共交通政策、総合的土地活用政策、その他特命事項を推進するため、市長直轄組織として政策推進室を設置すること。
- 2 地域課題や住民ニーズに対応する組織の確立を基本に、市民との協働によるまちづくりをさらに推進するため、部及び分掌事務の一部について、再編整備を行うこと。
- 3 関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、平成24年4月1日から施行すること。